

電子処方箋 医療機関向け利用方法解説動画 ナレーション

この動画では、電子処方箋導入後の薬局での業務の流れを代表的な例を用いて紹介します。

処方箋の発行形態や受付の方法によって、利用の流れや参照できる情報の種類は異なります。

まず処方箋の発行形態による違いです。

患者が電子処方箋を利用したい場合、マイナンバーカードで受付をする際に、顔認証付きカードリーダーで本人確認することで、電子処方箋処方内容データを取得します。

一方、被保険者番号等で受付をする場合、処方内容控えに記載の引換番号と被保険者番号等を入力することで、電子処方箋処方内容データを取得します。

患者が紙の処方箋を持参した場合、処方箋に新たに記載される引換番号と被保険者番号等を入力することで紙処方箋処方内容データを取得します。

処方箋の発行形態を問わず、電子処方箋管理サービスの各機能は利用可能です。

調剤内容データの送信は発行形態を問わず必要です。

電子処方箋では調剤情報を電子処方箋管理サービスに送信する際にデータが原本となるため電子署名が必要です。

マイナンバーカードもしくは被保険者番号等の情報による受け付けによって、薬剤師が参照できる情報の範囲が異なります。

受付時の資格確認方法を問わず、電子処方箋管理サービスの機能は利用可能です。

ただし、マイナンバーカードによる受付の場合のみ、患者の同意によって従来のレセプト情報を元にしたお薬情報に加え、電子処方箋に対応する医療機関・薬局で登録された直近までの処方・調剤情報や特定検診情報などの参照ができるようになります。

電子処方箋導入後、患者がマイナンバーカードを利用し電子処方箋を選択したケースを、

一般的な業務の流れに沿って紹介します。

受付時、患者はマイナンバーカードを用いて、オンライン資格確認の仕組みを使い、顔認証付きカードリーダーによって本人確認を行います。

本人確認後、顔認証付きカードリーダー上に過去のお薬情報の提供への同意を確認する画面が表示されます。

患者が同意することで、薬剤師は過去の処方情報や調剤情報の参照が可能になります。併せて患者は調剤対象の処方箋を選択します。

患者自身が医療機関で電子処方箋を選択した場合は、対象となる処方内容を薬局で確認することができます。

紙の処方箋の場合は、受付職員が被保険者番号等と、新たに記載される引換番号を入力することで電子ファイルを取り込みます。

処方箋が複数ある場合は一括選択も個別に選択することも可能です。

電子処方箋管理サービス側で、患者が過去一定期間にもらったお薬の情報を元に、現在服用中のお薬を抽出し、これから調剤するお薬と重複投薬や併用禁忌がないか確認します。

自身の薬局の情報だけでなく、電子処方箋対応システムを導入した他の医療機関・薬局の情報も含めチェックが行われます。

重複投薬・併用禁忌に該当する場合、画面上にその内容が表示されます。

患者が過去のお薬情報の閲覧に同意がない場合でも、今回調剤対象のお薬に限り、重複投薬・併用禁忌に該当したかを確認することができます。

処方意図が入力されていることもありますので内容を確認します。

マイナンバーカードでの受付時、患者が過去のお薬情報の提供に同意している場合、薬剤師は任意のタイミングで過去のお薬情報を参照できるようになります。

電子処方箋に対応する医療機関・薬局で登録された1か月以内の処方・調剤情報を、処方

箋の発行形態を問わず参照することが可能になります。

薬剤の調製が完了したら従来通り、薬剤の交付と服薬指導、会計を行ってください。

会計後、処方箋に基づく調剤の記録をします。

調剤情報のデータに必要に応じたコメントを入力して医師・歯科医師に共有することも可能です。

電子処方箋の場合、電子ファイルが原本となりますので、従来の処方箋への記名押印又は署名に代わり、電子署名を行います。

この作業を通じて、調剤結果のデータが電子処方箋管理サービスに登録されます。

電子署名は、HPKI カードなどを用いて行います。

以上の主なポイントです。

電子処方箋が始まることで、紙の処方箋に加えて、電子処方箋でも受付を行います。

重複投薬や併用禁忌を、他の医療機関・薬局の情報も含めてチェックします。

また、患者の同意があれば、電子処方箋管理サービスに登録された過去 1 か月以内の処方情報などを参照し、処方監査・調剤に活用できます。

調剤情報のデータを電子処方箋管理サービスに登録します。

各手順の詳細を知りたい方は、医療機関等向けポータルサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。